

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：平成29年1月30日（平成29年（行個）諮問第22号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行個）答申第220号）

事件名：本人が提出した特定の文書に関する取扱状況が分かる文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）及び（2）に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件請求保有個人情報1」及び「本件請求保有個人情報2」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月26日付け消表対第1237号により消費者庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部の開示及び本件対象保有個人情報以外の保有個人情報の特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 本件開示請求する理由の概要

本件は、

- ① 特定法人の食肉販売の単価表示について
- ② この単価表示を指導した、特定協議会の考え方についての2点について、消費者庁の考え方を行政相談したものである。

しかし、消費者庁は質問には回答をしてくれなかった。

その理由は、「文書による回答は行っていない。」というもので一切質問には答えていない。

そこで、今回「本件文書及び同文書の貴局での取扱い状況の個人情報の開示」を行う事により、本案件に対する消費者庁の考え方を求めているものである。

イ 本件決定通知書についての反論

(ア) 開示決定通知書の「開示する保有個人情報」に特定協議会の回答が開示されていない。

特定日 A 付け、消費者庁特定職員から各メンバーあてメールの中で「現在、事実関係を特定協議会に確認しているところ、検討結果は特定協議会から回答させる」と記載されているが、その結果の情報が開示されていない。

特定協議会は、審査請求人への回答の中で単価も計量法の許容値に入っており問題ないとして、単価も計量法の対象であるとしている。

商品の取引の基本である計量法を理解しないで公正取引ができるわけがなく、業者を指導していること自体重大である。

今回の問題もこの誤った指導の結果と思慮される。

この特定協議会の考え方の妥当性を消費者庁に質問しているところ。

よって、今回の目的であるところから確認の結果が重要である。

したがって、本件決定を取り消し新たに確認した結果を開示されたい。

(イ) 同じく「特定協議会には対応方針を審査請求人に回答するよう要請したいと思います。」と記載されている。

しかし、この「対応方針及び回答」も明らかにされていない。

したがって、本件決定を取り消し新たに「対応方針及び回答」を開示されたい。

(ウ) 同じく対応方法として「適切な表示方法ではないので表示方法を改めるように会員企業に周知」と記載されているが、この周知文書を開示されたい。

また、会員企業とはどの企業を指し消費者庁との関係をも開示されたい。

本件は単価の表示が適切かと消費者庁に質問している案件の内容と考えられる所であり、上記ア①の質問事項そのものである。

この文面から、何が「適切な表示方法ではない」のかを開示されたい。

また消費者庁では、特定日 B 付け文書「景品表示法及び公正競争規約の考え方」の最初の段落の後段の「表示された事項はいずれも事実であると認められ」と判断しているのであれば、「表示方法を改めるよう」と矛盾している。

さらに単価に対する考え方である。

基本的に単価は売手の裁量で決められるのが一般的である。

しかし本件のごとく、ある単価の商品を小分けにすることによりそれぞれ単価が変化しており、しかも、その商品が同一テーブルに並べてある。

審査請求人の質問にも記載しているように、単価はある条件のもと決定されれば、その商品を切り分けあるいは小分けにしてもそれぞれの商品の単価は同じになると思慮。

しかしながら、消費者庁では最後の段落で単価は、販売価格から逆算しても可としている。

このことは、商行為の単価の基本的な考え方を変えることにならないか。

肉等は量り売りが基本であり、その基本は単価であると思慮され通常は、 $\text{単価} \times \text{量目} = \text{売値}$ ———単価が基本、それが売値が基本となってしまう。

消費者庁がこの商行為の基本を変更するのか。

(エ) 特定日C付けメール文書の中段非開示の部分の理由は法14条6号に該当するとして不開示として黒塗りしているが、その部分と記載されている部分との違いが不明である。

例えば、「審査請求人への回答———と考えております。」、また、「これまで———有り難いと思っています」の2箇所とも不開示理由の「開示請求者の相談に関する公取委と消費者庁との協議・検討———」に該当すると思慮される。

したがって、不開示部分を開示することが妥当である。

(オ) 特定日D文書の2枚目上段、「現在は、g（グラムの略号。以下同じ。）単価の異なる表示は行っていない。」と記述していながら、特定日Eの写真〔別添5（略）〕ではその日以降の特定日Fのものが貼付されている。

したがって、記述の内容が矛盾し信用できない。

よって、事実関係を再度明らかにしたものを開示すべきである。

なお参考までに、現在も単価はバラバラの状態が続いております。

(カ) 景品表示法執行NETシステムの報告が数次にわたり、書き替えられていることが判明したので、その書き替えた数次の内容を全て開示されたい。

本件は、当初公正取引委員会東北事務所に相談したことからスタートしている。

しかし、その対応はお粗末なものであり、その報告もその事実が反映されたものであると思慮されるが、その後数次にわたり改ざんされている。

したがって、その内容を解明することが問題解決につながると

思慮される。

ウ 結論

以上のとおり、本件処分はその開示すべき部分に開示されない情報が多数存在する事から本件処分を取り消し、新たに上記記載の情報を開示すべきである。

(2) 意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成29年3月3日受付）された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由の説明の趣旨

処分庁が平成28年8月26日付け消表対第1237号で行った原処分において特定した文書以外に対象保有個人情報存在せず、当該一部開示決定は妥当であるとの答申を求める。

2 審査請求に至る経緯

(1) 保有個人情報開示請求について

審査請求人は、処分庁に対し、平成28年7月26日付け保有個人情報開示請求書をもって、法13条1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求を行い、処分庁は、同年7月28日付けでこれを下記のとおり受け付けた（特定受付番号。以下「本件開示請求」という。）。

記

受付番号	本件請求保有個人情報
特定受付番号	1 特定日G付け「食肉の販売単価の表示について」の文書について、半年すぎても具体的な回答がなされない所から、本件文書及び同文書の消費者庁での取扱い状況の個人情報の開示を求めます。 2 公正取引委員会事務総局東北事務所から審査請求人の行政相談が上げられていると思いますがその個人情報及びその消費者庁での取扱い状況の個人情報の開示を求めます。

(2) 保有個人情報の一部開示決定について

処分庁は、本件開示請求につき、平成28年8月26日付けで、下記のとおり、法14条各号の不開示情報に該当する部分を除いて一部開示する原処分（消表対第1237号）を行った。

記

文書番号	原処分の内容
------	--------

消表対第 1 2 3 7 号	<p>1 本件請求保有個人情報 1 に該当する保有個人情報が記録された文書</p> <p>文書 1 「食肉の販売単価の表示について」（特定日 G 付け）と題する文書（全部開示）</p> <p>文書 2 電子メール（送信日時：特定日 A 特定曜日 A 特定時刻 A）を出力した文書（一部開示）</p> <p>文書 3 電子メール（送信日時：特定日 D 特定曜日 B 特定時刻 B）を出力した文書（一部開示）</p> <p>文書 4 電子メール（送信日時：特定日 H 特定曜日 C 特定時刻 C）を出力した文書（一部開示）</p> <p>2 本件請求保有個人情報 2 に該当する保有個人情報が記録された文書</p> <p>文書 5 景品表示法執行 N E T システムに入力された相談情報（全部開示）</p> <p>3 本件請求保有個人情報 1 及び本件請求保有個人情報 2 の両方に該当する保有個人情報が記録された文書</p> <p>文書 6 「公正取引委員会東北事務所からの照会について」（特定日 D 付け）と題する文書（一部開示）</p> <p>文書 7 電子メール（送信日時：特定日 B 特定曜日 D 特定時刻 D）及び添付ファイルを出力した文書（一部開示）</p>
-------------------	---

(3) 審査請求について

これに対して、審査請求人は、平成 28 年 11 月 4 日付けで、原処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った（平成 28 年 11 月 7 日受付）。

審査庁は、本件審査請求を受け、下記 4 のとおり、原処分の適法性及び妥当性につき改めて慎重に調査した結果、下記 5 のとおり、原処分を適法かつ妥当なものと認めた。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、審査庁は、行政不服審査法 45 条 2 項の規定に基づき、本件審査請求を棄却する裁決を行うべく、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する次第である。

3 前提となる事実

(1) 本件開示請求までの経緯

特定日 1、審査請求人から消費者庁表示対策課（以下「表示対策課」という。）宛てに、特定法人における食肉の単価表示に関する相談（以下「本件相談」という。）が記載された「食肉の販売単価の表示につい

て」と題する文書（文書1）が到達した。同日、表示対策課は、特定協議会に対して、口頭（電話）により、審査請求人への対応状況等の事実確認を行うとともに、特定日Jに公正取引委員会東北事務所（以下「公取委東北事務所」という。）に対して、特定法人で実際に販売されている食肉の表示ラベルがどのようになっているかについて確認を依頼した。そして、特定日Eに、表示対策課は、公取委東北事務所から文書6の別添5のとおり特定法人において販売されている食肉の表示ラベルの状況について報告を受けた。

特定日K、審査請求人から表示対策課に問合せがあったところ、担当職員が不在であったため、翌日の特定日Aに、担当職員から審査請求人に対して折り返しの電話連絡を行った（文書2参照）。

特定日C、表示対策課は、公取委東北事務所から、審査請求人による本件相談についての検討結果を整理した上で、報告してもらいたい旨の連絡を受けた（文書6別紙参照）。これを受けて、翌日の特定日Dに、表示対策課職員は、表示対策課長に審査請求人からの行政相談に係る一連の経緯を報告するため、文書6を作成した。そして、特定日B、表示対策課は、公取委東北事務所に対して、文書7のとおり回答した。

また、特定日D、表示対策課は、審査請求人からの問合せに対して、文書3のとおり対応した。

その後、審査請求人は、処分庁に対し、上記2（1）のとおり本件開示請求を行い、これに対し、処分庁は、上記2（2）のとおり原処分を行った。

（2）原処分後の審査請求人からの問い合わせ

原処分後、表示対策課は、特定日L、特定日M、特定日N、特定日O、特定日Pの5回にわたり、審査請求人からの問い合わせに対応した。問い合わせの内容は、主に、①文書5について、景品表示法執行NETシステムに相談情報が入力（追加を含む）された日時はいつか、②開示された保有個人情報以外にも特定協議会とのやり取りを記録した行政文書が存在するのではないか、というものであった。かかる審査請求人からの問い合わせに対して、表示対策課職員は、①については、景品表示法執行NETシステムに相談情報が入力された日時を口頭で回答し、②については、原処分で開示した保有個人情報以外に、特定協議会とのやり取りについての行政文書は存在しない旨の回答を行った。

4 審査請求人の主張（審査請求の趣旨及び理由）

（1）審査請求の趣旨

審査請求人の主張は、保有個人情報の開示決定に対する不服申立てとして、おおむね以下のように整理することができる。

ア 文書2について、メール本文には「現在、事実関係を特定協議会に

確認しているところ。検討結果は特定協議会から回答させる。」と記載されているが、その結果の情報が開示されていない。

特定協議会は、回答の中で単価も計量法の許容値に入っており問題ないとして、単価も計量法の対象であるとしている。商品の取引の基本である計量法を理解しないで公正取引が出来る訳がなく、業者を指導していること自体重大である。今回の問題もこの誤った指導の結果と思慮される。この特定協議会の考え方の妥当性を処分庁に質問しているところ。よって、今回の目的であるところから確認の結果が重要である。

したがって、本件開示決定を取り消し、新たに確認した結果を開示されたい。

イ 文書2について、メール本文には「特定協議会には対応方針を審査請求人に回答するよう要請としたいと思います。」と記載されている。しかし、この「対応方針及び回答」も明らかにされていない。

したがって、本件開示決定を取り消し、本件相談に係る特定協議会の対応方針及び回答を記録した文書を開示されたい。

ウ 文書2のメール本文に「適切な表示ではないので表示方法を改めるように会員企業に周知」と記載されていることから、特定協議会の会員企業に表示方法を改めるように周知する文書を開示するとともに、特定協議会の会員企業がどの企業を指しているか、消費者庁との関係がどのようなものであるか、何が適切な表示方法ではないのかについて記録した文書を開示されたい。

エ また、文書7のうち、「景品表示法及び公正競争規約の考え方」と題する文書には、「表示された事項（量目・販売価格・100グラム当たりの単価）はいずれも事実であると認められ」（文書7の1段落4行ないし5行目）と記載されている。そうすると、文書2のメール本文に記載されている「表示方法を改めるよう」（本文下から4行目）との記載と内容が矛盾している。

さらに、単価に対する考え方について、単価は販売価格から逆算しても可（文書7の3段落2行目）としている。このことは、商行為の単価の基本的な考え方を変えることにならないか。肉等は量り売りが基本であり、その基本は単価であると思慮され、通常は単価×量目＝売値となり単価が基本となるところ、売値が基本となってしまう。処分庁がこの商行為の基本を変更するのか。これらに関して記録している文書を開示されたい。

オ 文書6のうち、「別紙」のメール本文について、開示されている部分と不開示とされている部分の理由が不明である。

例えば、開示されている部分のうち、「審査請求人への回答～と考

えております。」，「これまで～有り難いと思っています。」の2箇所については，開示決定通知書の不開示理由として記載されている「公取委職員の暫定的な内部意見等」に該当すると思慮される（が，実際には開示されている）。

したがって，文書6のうち，「別紙」のメール本文について不開示とされている部分を開示することが妥当である。

カ 文書6について，2頁目の上段には，特定日I付けの表示対策課と特定協議会のやり取りに関して，「・現在は，g単価の異なる表記は行っていない。」（5行目）と記載されているが，同文書内の別添5には，加工日が特定日Fの商品の写真が貼り付けられているところ，g単価が異なる状況となっている。

したがって，文書6の内容が矛盾し信用できない。よって，事実関係を再度明らかにしたものを開示すべきである。なお，参考までに，現在も単価はバラバラの状態が続いている状況にある。

キ 文書5について，景品表示法執行NETシステムの報告が数次にわたり，書き替えられている。その書き替えられた数次の内容を記録した文書を全て開示されたい。

本件は，当初公取委東北事務所に相談したことからスタートしている。しかし，その対応はお粗末なものであり，その報告もその事実が反映されたものであると思慮されるが，その後，数次にわたり改ざんされている。

したがって，その内容を解明することが問題解決に繋がると思慮される。

（2）審査請求人の主張についての検討

ア 原処分において開示した文書以外に，検討結果が記録されている文書は存在しないこと（上記（1）アの審査請求人の主張について）

審査請求人は，「特定日A付け，消費者庁特定職員から各メンバーあてメールの中で「現在，事実関係を特定協議会に確認しているところ。検討結果は特定協議会から回答させる」と記載されているが，その結果の情報が開示されていない」と主張する。

上記3（1）のとおり，表示対策課は，本件相談に対して，特定協議会から聞き取りを行い，更に，公取委東北事務所に依頼して特定法人において実際に販売されている商品の表示ラベルを確認するなど必要な対応を行った。そして，公取委東北事務所からの特定日D付けと題する照会文書（文書6のうち，別紙メール文）を受けて，表示対策課において景品表示法及び公正競争規約の考え方を検討・整理したもの，すなわち「検討結果の情報」が，既に開示決定済みである文書7の「景品表示法及び公正競争規約の考え方」と題する

文書である。

そして、原処分において開示した文書以外に、検討結果が記録されている文書は存在しない。

- イ 原処分において開示した文書以外に、本件相談に係る特定協議会の対応方針及び回答を記録した文書は存在しないこと（上記（１）イの審査請求人の主張について）

審査請求人は、文書２に係るメール本文には「特定協議会には対応方針を審査請求人に回答するよう要請としたいと思います。」と記載されているものの、「対応方針及び回答」も明らかにされていないことから、本件原処分を取り消して新たに「対応方針及び回答」を開示されたい旨主張する。

しかし、文書２に係る「特定協議会には対応方針を審査請求人に回答するよう要請としたいと思います。」との記載は、電話対応した表示対策課職員が、今後の対応について担当課内の関係者に暫定的に提案したにすぎないものであり、組織的な決定事項ではない。表示対策課は、上記アのとおり、審査請求人からの行政相談については、検討の結果、景品表示法及び公正競争規約上問題となる表示ではないと判断をしている。

よって、特定協議会による「対応方針及び回答」に関する文書は、表示対策課に存在せず、また、表示対策課による「対応方針及び回答」を記載した文書も、原処分において開示した文書以外に存在しない。

- ウ 特定協議会の会員企業に表示方法を改めるように周知する文書、特定協議会の会員企業がどの企業を指しているか、消費者庁との関係がどのようなものであるか、何が適切な表示方法ではないのかについて記録した文書は存在しないこと（上記（１）ウの審査請求人の主張について）

審査請求人は、文書２について、メール本文には「適切な表示方法ではないので表示方法を改めるように会員企業に周知」と記載されているので、①当該「周知文書」の開示、②周知をした具体的な会員企業と処分庁との関係、③何が「適切な方法でない」のかを開示されたい旨主張する。

しかしながら、関係部署において探索した結果、原処分において開示した文書以外に、上記に関する文書は存在しない。

- エ 「景品表示法及び公正競争規約の考え方」に関する文書は存在しないこと（上記（１）エの審査請求人の主張について）

審査請求人は、文書７のうち、「景品表示法及び公正競争規約の考え方」と題する文書には、「表示された事項（量目・販売価格・１

00グラム当たりの単価)はいずれも事実であると認められ」と記載されているところ、文書2のメール本文に記載されている「表示方法を改めるよう」との記載は、「景品表示法及び公正競争規約の考え方」の記載内容と矛盾している旨主張する。また、審査請求人は、処分庁が、単価は販売価格から逆算しても可(文書7の3段落2行目)としていることは商行為の基本を変更するという事なのか不明である旨主張する。そして、これらに関する回答を記録している文書の開示を主張している。

しかしながら、関係部署において探索した結果、原処分において開示した文書以外に、上記に関する文書は存在しない。

オ 文書2の不開示部分には、法14条6号及び7号柱書きの不開示情報が記録されていること(上記(1)オの審査請求人の主張について)

審査請求人は、文書6のうち、「別紙」のメール本文について、開示されている部分と不開示とされている部分の理由が不明であり、例えば、開示されている「審査請求人への回答～と考えております。」、「これまで～有り難いと思っています。」の2箇所について、これらを開示するのであれば、不開示部分についても開示することが妥当である旨主張する。

しかしながら、法14条6号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

なお、ここでの「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、決定前の段階で行われる審議、検討又は協議に関する本人に係る情報で行政機関が保有するものをいい、かかる情報は、開示されることにより、意思決定過程に外部から干渉や圧力が加えられ、率直な意見の交換ができなくなったり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、行政の適正な意思形成ないし意思決定を確保するために不開示とされたものである。

原処分において開示した、「審査請求人への回答～と考えております。」、「これまで～有り難いと思っています。」の部分は、公取委と消費者庁との間の一般的形式的な連絡・調整事項が記載されているにすぎず、開示することで率直な意見の交換又は意思決定の中

立性が損なわれるものではないことから開示したものである。

他方、不開示としている部分は、審査請求人からの具体的な表示に係る行政相談に関する協議・検討過程における公取委職員の内部意見等が記載されているものであり、当該内容は公取委内部における審議、検討又は協議に関する情報であるとともに国の機関相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、当該情報を開示することとなれば、最終的な結論と必ずしも一致するとは限らない検討過程での見解等が明らかになり、今後、外部からの意見や働きかけにより、公取委内部及び公取委・消費者庁間において担当者が率直な意見を述べることを差し控えるなど率直な意見の交換が不当に損なわれ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、ひいては適正な相談事務の処理に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件不開示部分には、法 14 条 6 号及び 7 号柱書きの不開示情報が記録されている。

カ 文書 6 において述べられている g 単価に関する事実関係を再度明らかにした文書は存在しないこと（上記（1）カの審査請求人の主張について）

また、審査請求人は、文書 6 について、2 頁目の上段には、特定日 I の表示対策課と特定協議会のやり取りに関して、「・現在は、g 単価の異なる表記は行っていない。」と記載している一方で、同文書内の別添 5 には、加工日が特定日 F 付の商品の写真が貼り付けられており、依然として食肉の g 単価が異なる状況となっていることから、文書 6 の記述の内容は矛盾しており信用できないから、事実関係を再度明らかにしたものを開示すべき旨主張する。

しかしながら、法に基づく開示請求権は、開示請求の時点のあるがままの形で行政文書に記録された本人に係る保有個人情報を開示することを求める権利であり、行政機関の長は、新たに本人に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成又は加工する義務はなく（情報公開・個人情報保護審査会平成 21 年度（行個）答申第 61 号）、既に開示決定済みである本件開示決定文書以外に、審査請求人が主張する「事実関係を再度明らかにしたもの」などの行政文書は存在しない。

なお、上記 3（1）で述べたとおり、文書 6 は、表示対策課職員が審査請求人からの行政相談に係る一連の経緯を表示対策課長に報告するために作成した文書であり、同文書中の「・現在は、g 単価の異なる表記は行っていない。」との記載は、表示対策課職員が特定協議会から聞き取りした内容を聞き取りしたとおりに記載したものとなる。一方、同文書中の文書 6 別添 5 は、表示対策課職員が、公

取委東北事務所職員に実際の表示ラベルを確認させて、報告を受けたものであるところ、公取委東北事務所から報告された表示ラベルによれば、加工日として記載されている特定日F時点においても、食肉のg当たりの単価表示にはばらつきがあるという実態が確認できたことから、報告書の別添5として添付したものとなる。

以上のとおり、文書6は、事実関係を正確に課内の管理職に報告するために、単に特定協議会から聞き取りした内容と実際の表示ラベルを確認した上で作成された文書に他ならず、同文書内で記述内容が矛盾するという性質のものではない。

キ 「景品表示法執行NETシステムにおいて書き替えられた数次の内容」などの行政文書は存在しないこと（上記（1）キの審査請求人の主張について）

審査請求人は、文書5について、景品表示法執行NETシステムの報告が数次にわたり、書き替えられていることが判明したので、その書き替えられた数次の内容を全て開示されたい旨主張する。

しかしながら、そもそも景品表示法執行NETシステムは、入力者がシステムに相談情報を入力する都度の内容が最終的に保存されるわけではなく、情報が上書きされる仕様となっている。

したがって、審査請求人が主張する「景品表示法執行NETシステムにおいて書き替えられた数次の内容」などの行政文書は存在しない。

5 結語

以上のとおり、本件審査請求を受け、審査庁において、原処分の適法性及び妥当性について改めて慎重に検討した結果、本件審査請求には何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。原処分は、いずれも適法かつ妥当なものと認められたので、原処分は妥当であるとの答申を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年1月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月7日 | 審議 |
| ④ | 同月23日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年3月3日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ | 同月7日 | 審議 |
| ⑦ | 同月22日 | 審議 |
| ⑧ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定日G付け「食肉の販売単価の表示について」の文書について、半年すぎても具体的な回答がなされない所から、本件文書及び同文書の消費者庁での取扱い状況の個人情報」（本件請求保有個人情報1）及び「公正取引委員会事務総局東北事務所から審査請求人の行政相談が上げられていると思います。その個人情報及びその消費者庁での取扱い状況の個人情報」（本件請求保有個人情報2）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報として別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報を、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報として別紙の2に掲げる文書5に記録された保有個人情報を、本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2の両方に該当する保有個人情報として別紙の2に掲げる文書6及び文書7に記録された保有個人情報を、それぞれ本件対象保有個人情報として特定し、文書1及び文書5に記録された保有個人情報については全部を開示し、文書2ないし文書4、文書6及び文書7に記録された保有個人情報については、その一部を法14条2号、6号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分には開示されない保有個人情報が多数存在するとして、文書6の不開示部分の一部の開示を含め、新たにそれらの保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件請求保有個人情報に関連した、審査請求人からの消費者庁及び公取委東北事務所への相談に係る保有個人情報で消費者庁において保有しているものとしては、本件対象保有個人情報（文書1ないし文書7に記録された保有個人情報）が全てであるとのことであった。

これに対し、審査請求人は、上記第2の2（1）イ（エ）を除く。）のとおり、本件対象保有個人情報の外、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を新たに開示すべきである旨主張していると解されることから、以下、各主張に即して、順次検討していくこととする。

（1）上記第2の2（1）イ（ア）の審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張の要旨

開示決定通知書の「開示する保有個人情報」に特定協議会の回答が開示されていない。

特定日A付け、消費者庁特定職員から各メンバーあてメール（文書

2)の中で「現在、事実関係を特定協議会に確認しているところ、検討結果は特定協議会から回答させる」と記載されているが、その結果の情報が開示されていない。

特定協議会は、審査請求人への回答の中で単価も計量法の許容値に入っており問題ないとして、単価も計量法の対象であるとしている。

商品の取引の基本である計量法を理解しないで公正取引ができるわけがなく、業者を指導していること自体重大である。

今回の問題もこの誤った指導の結果と思慮される。

この特定協議会の考え方の妥当性を消費者庁に質問しているところ。

よって、今回の目的であるところから確認の結果が重要である。

したがって、本件決定を取り消し新たに確認した結果を開示されたい。

イ 諮問庁の説明の要旨

上記第3の3(1)のとおり、表示対策課は、本件相談に対して、特定協議会から聞き取りを行い、さらに、公取委東北事務所に依頼して特定法人において実際に販売されている商品の表示ラベルを確認するなど必要な対応を行った。そして、公取委東北事務所からの特定日D付けと題する照会文書(文書6のうち、別紙メール文)を受けて、表示対策課において景品表示法及び公正競争規約の考え方を検討・整理したもの、すなわち「検討結果の情報」が、既に開示決定済みである文書7の「景品表示法及び公正競争規約の考え方」と題する文書である。

そして、文書7以外に、検討結果が記録されている文書は存在しない。

ウ 検討

(ア) 審査請求人は、上記アのとおり、文書2中の「現在、事実関係を特定協議会に確認しているところ、検討結果は特定協議会から回答させる」との記載を引用した上で、「特定協議会の回答が開示されていない」、「その結果の情報が開示されていない」、「確認した結果を開示されたい」などと主張しているところ、上記イの説明によれば、諮問庁は、上記アの審査請求人の主張について、本件相談に関し、表示対策課が特定協議会からの聞き取り等で確認した事実関係を踏まえて検討した結果の情報の開示を求めているものと認識し、保有個人情報の特定を行ったものと解されるが、上記アの内容に照らせば、諮問庁が審査請求人の主張をそのように認識したことが不合理であるとは認められない。

そこで、これを前提に、審査請求人が上記アで開示を求める保有個人情報の有無について検討する。

- (イ) まず、諮問庁が、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報記録された文書に該当するとしている文書7を、当審査会において見分したところ、同文書は、消費者庁から公取委東北事務所宛てに送信された電子メール（1枚目）及びその添付文書（2枚目）で構成されており、当該添付文書には、審査請求人が公取委東北事務所に申し出た事案（本件相談と同一の事案）に係る消費者庁の見解が具体的に記載されていると認められる。
- (ウ) そうすると、文書7は、その記載内容に照らすと、上記イの「検討結果の情報」、すなわち、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報記録された文書に該当すると認められる。
- (エ) また、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が、本件相談に関し、消費者庁が特定協議会へ確認した結果であると解する余地もあるので、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、文書6には、特定日1に、本件相談に関し、表示対策課規約班が特定協議会から聞き取った内容の概要が記載されていると認められることから、同文書についても、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が記録された文書に該当するものと認められる。
- (オ) さらに、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、担当部局の書庫、事務室及びパソコンの共用フォルダ内を探索したとのことであり、探索の方法及び範囲に特段問題があるとは認められない。
- (カ) 以上に検討した外に、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報存在することについて、審査請求人から具体的な根拠は示されていないことも併せ考えると、上記アの審査請求人の主張は採用できない。

(2) 上記第2の2(1)イ(イ)の審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張の要旨

特定日A付け、消費者庁特定職員から各メンバー宛てメール（文書2）の中で「特定協議会には対応方針を審査請求人に回答するよう要請したいと思います。」と記載されている。

しかし、この「対応方針及び回答」も明らかにされていない。

したがって、本件決定を取り消し新たに「対応方針及び回答」を開示されたい。

イ 諮問庁の説明の要旨

文書2に係る「特定協議会には対応方針を審査請求人に回答するよう要請したいと思います。」との記載は、電話対応した表示対策課

職員が、今後の対応について担当課内の関係者に暫定的に提案したにすぎないものであり、組織的な決定事項ではない。表示対策課は、上記（１）イのとおり、審査請求人からの行政相談については、検討の結果、景品表示法及び公正競争規約上問題となる表示ではないと判断をしている。

よって、特定協議会による「対応方針及び回答」に関する文書は、表示対策課に存在せず、また、表示対策課による「対応方針及び回答」を記載した文書も、存在しない。

ウ 検討

（ア）上記イの説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、表示対策課においては、特定協議会に対して対応方針等を審査請求人に回答するよう要請してはならず、特定協議会もそういったものは作成していない旨説明し、この説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。そうすると、特定協議会による「対応方針及び回答」に関する文書は表示対策課に存在せず、また、表示対策課による「対応方針及び回答」を記載した文書も存在しない旨の諮問庁の説明についても、これを首肯せざるを得ない。

（イ）また、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報の探索の方法及び範囲については、上記（１）ウ（オ）と同様であり、特段の問題があるとは認められない。

（ウ）以上に検討した外に、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が存在することについて、審査請求人から具体的な根拠は示されていないことも併せ考えると、上記アの審査請求人の主張は採用できない。

（３）上記第２の２（１）イ（ウ）前段の審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張の要旨

特定日A付け、消費者庁特定職員から各メンバー宛てメール（文書２）の中で、対応方法として「適切な表示方法ではないので表示方法を改めるように会員企業に周知」と記載されているが、この周知文書を開示されたい。

また、会員企業とはどの企業を指し消費者庁との関係をも開示されたい。

本件は単価の表示が適切かと消費者庁に質問している案件の内容と考えられる所であり、上記第２の２（１）ア①の質問事項そのものである。

この文面から、何が「適切な表示方法ではない」のかを開示されたい。

イ 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、文書2について、メール本文には「適切な表示方法ではないので表示方法を改めるように会員企業に周知」と記載されているので、i) 当該「周知文書」の開示、ii) 周知をした具体的な会員企業と処分庁との関係、iii) 何が「適切な方法でない」のかを開示されたい旨主張する。

しかしながら、関係部署において探索した結果、上記に関する文書は存在しない。

ウ 検討

(ア) 諮問庁は、上記イのi) ないしiii) に関する文書は存在しない旨説明するところ、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり補足して説明する。

① 「適切な表示方法ではないので表示方法を改めるように会員企業に周知」との記載は、電話対応した表示対策課職員が、今後の対応について担当課内の関係者に暫定的に提案したにすぎないものであり、組織的な決定事項ではない。

② そして、上記(2)イのとおり、表示対策課は審査請求人からの行政相談については、検討の結果、景品表示法及び公正競争規約上問題となる表示ではないと判断したことから、審査請求人からの行政相談に関して作成・保有している文書は存在しない。

(イ) そこで検討すると、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報については、本件相談の対象となっている表示につき、特定協議会及び表示対策課が適切な表示方法ではないと判断していることが前提となるものであるが、審査請求人からの本件相談について、表示対策課が、検討の結果、景品表示法及び公正競争規約上問題となる表示ではないと判断し、特定協議会も同様の立場であることは、本件対象文書の見分結果に照らして容易にうかがえることからすれば、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が存在しない旨の諮問庁の説明が、不自然、不合理であるとはいえない。

(ウ) また、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報の探索の方法及び範囲については、上記(1)ウ(オ)と同様であり、特段の問題があるとは認められない。

(エ) 以上に検討した外に、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が存在することについて、審査請求人から具体的な根拠は示されていないことも併せ考えると、上記アの審査請求人の主張は採用できない。

(4) 上記第2の2(1)イ(ウ)後段の審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張の要旨

消費者庁では、特定日B付け文書「景品表示法及び公正競争規約の考え方」（文書7の2枚目）の最初の段落の後段の「表示された事項はいずれも事実であると認められ」と判断しているのであれば、「表示方法を改めるよう」と矛盾している。

さらに単価に対する考え方である。

基本的に単価は売手の裁量で決められるのが一般的である。

しかし本件のごとく、ある単価の商品を小分けにすることによりそれぞれ単価が変化しており、しかも、その商品が同一テーブルに並べてある。

審査請求人の質問にも記載しているように、単価はある条件のもと決定されれば、その商品を切り分けあるいは小分けにしてもそれぞれの商品の単価は同じになると思慮。

しかしながら、消費者庁では最後の段落で単価は、販売価格から逆算しても可としている。

このことは、商行為の単価の基本的な考え方を変えることにならないか。

肉等は量り売りが基本であり、その基本は単価であると思慮され通常は、 $\text{単価} \times \text{量目} = \text{売値}$ ———単価が基本、それが売値が基本となってしまう。

消費者庁がこの商行為の基本を変更するのか。

イ 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、文書7のうち、「景品表示法及び公正競争規約の考え方」と題する文書には、「表示された事項（量目・販売価格・100グラム当たりの単価）はいずれも事実であると認められ」と記載されているところ、文書2のメール本文に記載されている「表示方法を改めるよう」との記載は、「景品表示法及び公正競争規約の考え方」の記載内容と矛盾している旨主張する。また、審査請求人は、処分庁が、単価は販売価格から逆算しても可（文書7の3段落2行目）としていることは商行為の基本を変更するというものか不明である旨主張する。そして、これらに関する回答を記録している文書の開示を主張している。

しかしながら、関係部署において探索した結果、上記に関する文書は存在しない。

ウ 検討

（ア）そこで検討すると、審査請求書の記載は上記アのとおりであるところ、その内容は要するに、食肉の単価の表示方法に関する審査請求人の考え方や問題意識等が書かれているにすぎず、該当する保有個人情報の開示まで求めているとは必ずしもいえないと考えられる。

- (イ) この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、もともと審査請求書全体が、審査請求人の問題意識や原処分不開示判断に対する主張が混在していることから、上記アの審査請求人の主張についても、念のため、保有個人情報の特定を求めているとの前提に立って、理由説明書を作成したとのことであった。
- (ウ) この諮問庁の説明は、審査請求人の主張をできる限り広く解した上での判断であると考えられるので、その判断を前提に検討すると、上記アで審査請求人が開示を求めていると解される保有個人情報は、本件開示請求に対し開示決定された保有個人情報を審査請求人が原処分後に見て認識した問題意識等に対する消費者庁の考え方（回答）であると認められるところ、そのような保有個人情報が、本件開示請求時点において、消費者庁において保有されていないことが、不自然、不合理であるとは認められない。
- (エ) また、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報の探索の方法及び範囲については、上記（１）ウ（オ）と同様であり、特段の問題があるとは認められない。
- (オ) 以上に検討した外に、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が存在することについて、審査請求人から具体的な根拠は示されていないことも併せ考えると、上記アの審査請求人の主張は採用できない。
- (5) 上記第2の2（１）イ（オ）の審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張の要旨

特定日D文書（文書6）の2枚目上段、「現在は、g単価の異なる表示は行っていない。」と記述していながら、特定日Eの写真〔別添5〕（文書6の17枚目）ではその日以降の特定日Fのものが貼付されている。

したがって、記述の内容が矛盾し信用できない。

よって、事実関係を再度明らかにしたものを開示すべきである。

イ 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、文書6について、2頁目の上段には、特定日Iの表示対策課と特定協議会のやり取りに関して、「・現在は、g単価の異なる表記は行っていない。」と記載している一方で、同文書内の別添5には、加工日が特定日F付の商品の写真が貼り付けられており、依然として食肉のg単価が異なる状況となっていることから、文書6の記述の内容は矛盾しており信用できないから、事実関係を再度明らかにしたものを開示すべき旨主張する。

しかしながら、法に基づく開示請求権は、開示請求の時点のあるがままの形で行政文書に記録された本人に係る保有個人情報を開示す

ることを求める権利であり、行政機関の長は、新たに本人に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成又は加工する義務はなく（情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行個）答申第61号）、既に開示決定済みである本件開示決定文書（本件対象文書）以外に、審査請求人が主張する「事実関係を再度明らかにしたもの」などの行政文書は存在しない。

なお、上記第3の3（1）で述べたとおり、文書6は、表示対策課職員が審査請求人からの行政相談に係る一連の経緯を表示対策課長に報告するために作成した文書であり、同文書中の「・現在は、g単価の異なる表記は行っていない。」との記載は、表示対策課職員が特定協議会から聞き取りした内容を聞き取りしたとおりに記載したものとなる。一方、同文書中の文書6別添5は、表示対策課職員が、公取委東北事務所職員に実際の表示ラベルを確認させて、報告を受けたものであるところ、公取委東北事務所から報告された表示ラベルによれば、加工日として記載されている特定日F時点においても、食肉のg当たりの単価表示にはばらつきがあるという実態が確認できたことから、報告書の別添5として添付したものとなる。

以上のとおり、文書6は、事実関係を正確に課内の管理職に報告するために、単に特定協議会から聞き取りした内容と実際の表示ラベルを確認した上で作成された文書にほかならず、同文書内で記述内容が矛盾するという性質のものではない。

ウ 検討

（ア）審査請求人は、文書6の2枚目上段（特定日I、本件相談に関し、表示対策課規約班が特定協議会から電話で聞き取った内容の概要記載部分）において、特定協議会からの回答として「現在は、g単価の異なる表示は行っていない。」旨記載されているのに対し、それより後の特定日Fに特定法人の店頭で撮影されたとされる、同文書16枚目の表示ラベルの写真が、g単価の異なる表示となっていることを示す内容となっていることから、両者は矛盾しており、事実関係を再度明らかにしたものを開示すべき旨主張しているものと解される。

（イ）そこで検討すると、審査請求人の上記アの主張は、その趣旨が必ずしも明らかではないが、消費者庁において、上記アの事実関係を再度明らかにしたものを作成、保有等しているのであれば、これを開示するよう求めるものであると解した場合、文書6は、事実関係を正確に課内の管理職に報告するために、単に特定協議会から聞き取りした内容と実際の表示ラベルを確認した上で作成された文書にほかならない旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないところ、

既に検討したとおり、そもそも、消費者庁は、本件相談で指摘された表示について、g単価が異なっているとしても、景品表示法及び公正競争規約上問題となる表示ではないと判断しているのであるから、消費者庁において、文書6に記載された内容に関し、更に事実関係を明らかにするための検討などは行わず、したがって、そうした検討結果等を記載した文書も作成しなかったとしても、格別不自然、不合理であるとは認められない。

(ウ) なお、審査請求人の上記アの主張につき、消費者庁に対して、新たに「事実関係を明らかにしたもの」（保有個人情報）を作成した上で、これを開示することまで求めていると解した場合、上記イで諮問庁が説明するように、法に基づく開示請求権は、行政機関が保有する個人情報があるがままの形で開示することを求める権利であり、行政機関の長には、開示請求を受けて、開示請求者本人に係る保有個人情報が記録された行政文書を新たに作成又は加工して開示する義務まではないと解されるのであるから、審査請求人の主張は採用の余地がない。

(エ) また、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報の探索の方法及び範囲については、上記(1)ウ(オ)と同様であり、特段の問題があるとは認められない。

(オ) 以上に検討した外に、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が存在することについて、審査請求人から具体的な根拠は示されていないことも併せ考えると、上記アの審査請求人の主張は採用できない。

(6) 上記第2の2(1)イ(カ)の審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張の要旨

景品表示法執行NETシステムの報告が数次にわたり、書き替えられていることが判明したので、その書き替えた数次の内容を全て開示されたい。

本件は、当初公正取引委員会東北事務所に相談したことからスタートしている。

しかし、その対応はお粗末なものであり、その報告もその事実が反映されたものであると思慮されるが、その後数次にわたり改ざんされている。

したがって、その内容を解明することが問題解決につながると思慮される。

イ 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、文書5について、景品表示法執行NETシステムの報告が数次にわたり、書き替えられていることが判明したので、そ

の書き替えられた数次の内容を全て開示されたい旨主張する。

しかしながら、そもそも景品表示法執行NETシステムは、入力者がシステムに相談情報を入力する都度の内容が最終的に保存されるわけではなく、情報が上書きされる仕様となっている。

したがって、審査請求人が主張する「景品表示法執行NETシステムにおいて書き替えられた数次の内容」などの行政文書は存在しない。

ウ 検討

(ア) 景品表示法執行NETシステムが上書き仕様になっていること等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

- ① 景品表示法執行NETシステムとは、景品表示法の違反被疑事件調査情報や事業者等からの事前相談情報等について、消費者庁、公取委地方事務所及び都道府県との間で共有を図るためのシステムであり、当該システムにおいては、景品表示法被疑事案の調査の情報や事業者等からの事前相談に関する情報を入力及び閲覧すること等ができ、また、景品表示法執行NETシステムの情報は、同一人からの類似内容の相談であっても、受付年月日単位で完結させ保存することとしており、仮に修正等を要する場合には、上書きする仕様になっている。
- ② 例えば、相談受付担当者が入力した内容に誤りがあると気付いた際に、適宜入力内容に修正を加えるなどということもあるが、景品表示法執行NETシステムは、上記①のとおり、景品表示法の違反被疑事件調査情報等について、消費者庁、公取委地方事務所等との間で共有を図るためのシステムであるため、常に最新の情報が把握できればよいことから、同システムが上書き仕様となっても業務上の支障はない。
- ③ なお、一般に、相談受付担当者は、相談を受け付けた都度、景品表示法執行NETシステムに入力しており、同一人から類似内容の相談があった場合であっても、受付年月日が異なれば、受付年月日単位で完結させて保存することを基本としている。

(イ) そこで検討すると、一般に、行政に関する相談の情報を行政機関等において共有する場合は、相談内容や行政機関としての検討経緯、結論等について、正確性が担保された最新の情報が整理されていれば足りると考えられることに照らせば、上記(ア)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、したがって、審査請求人の主張する「景品表示法執行NETシステムにおいて書き替えられた数次の内容」などの行政文書は存在しない旨の諮問庁の説明は、是認できる。

(ウ) また、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、景品表示法執行NETシステムの外、担当部局の書庫、事務室及びパソコンの共用フォルダ内を探索したとのことであり、探索の方法及び範囲に特段問題があるとは認められない。

(エ) 以上に検討した外に、上記アで審査請求人が開示を求めている保有個人情報が存在することについて、審査請求人から具体的な根拠は示されていないことも併せ考えると、上記アの審査請求人の主張は採用できない。

(7) 小括

以上に検討したところによれば、結局、消費者庁において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 審査請求人の主張の要旨

特定日C付けメール文書（文書6の3枚目「別紙」）の中段非開示の部分の理由は法14条6号に該当するとして不開示として黒塗りしているが、その部分と記載されている部分との違いが不明である。

例えば、「審査請求人への回答———と考えております。」、また、「これまで———有り難いと思っています」の2箇所とも不開示理由の「開示請求者の相談に関する公取委と消費者庁との協議・検討———」に該当すると思慮される。

したがって、不開示部分を開示することが妥当である。

(2) 諮問庁の説明の要旨

原処分において開示した、「審査請求人への回答～と考えております。」、「これまで～有り難いと思っています。」の部分は、公取委と消費者庁との間の一般的形式的な連絡・調整事項が記載されているにすぎず、開示することで率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるものではないことから開示したものである。

他方、不開示としている部分は、審査請求人からの具体的な表示に係る行政相談に関する協議・検討過程における公取委職員の内部意見等が記載されているものであり、当該内容は公取委内部における審議、検討又は協議に関する情報であるとともに国の機関相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、当該情報を開示することとなれば、最終的な結論と必ずしも一致するとは限らない検討過程での見解等が明らかになり、今後、外部からの意見や働きかけにより、公取委内部及び公取委・消費者庁間において担当者が率直な意見を述べることを差し控えるなど率直な意見の交換が不当に損なわれ、意思決定の中立性が損なわ

れるおそれがあり、ひいては適正な相談事務の処理に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件不開示部分には、法14条6号及び7号柱書きの不開示情報が記録されている。

(3) 検討

ア 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分には、本件相談に関し、公取委内での検討段階において特定の職員が示した見解が、当該職員の役職及び姓とともに記載されており、しかも、その内容は、審査請求人が上記(1)で指摘する開示部分と比べて、より具体的なものであると認められる。

イ そうすると、本件不開示部分については、これを公にすると、当該職員が、その見解と異なる立場の利害関係人からの直接の批判にさらされるなどのおそれがあると認められ、その結果、公取委内部及び公取委・消費者庁間において担当者が率直な意見を述べることを差し控えるなど率直な意見の交換が不当に損なわれ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は首肯できることから、本件不開示部分については、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、消費者庁において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分は同条6号に該当すると認められるので、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

- (1) 特定日G付け「食肉の販売単価の表示について」の文書について、半年すぎても具体的な回答がなされない所から、本件文書及び同文書の消費者庁での取扱い状況の個人情報（本件請求保有個人情報1）
- (2) 公正取引委員会事務総局東北事務所から審査請求人の行政相談が上げられていると思いますがその個人情報及びその消費者庁での取扱い状況の個人情報（本件請求保有個人情報2）

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- (1) 本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報が記録された文書

文書1 「食肉の販売単価の表示について」（特定日G付け）と題する文書

文書2 電子メール（送信日時：特定日A特定曜日A特定時刻A）を出力した文書

文書3 電子メール（送信日時：特定日D特定曜日B特定時刻B）を出力した文書

文書4 電子メール（送信日時：特定日H特定曜日C特定時刻C）を出力した文書

- (2) 本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報が記録された文書

文書5 景品表示法執行NETシステムに入力された相談情報

- (3) 本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2の両方に該当する保有個人情報が記録された文書

文書6 「公正取引委員会東北事務所からの照会について」（特定日D付け）と題する文書

文書7 電子メール（送信日時：特定日B特定曜日D特定時刻D）及び添付ファイルを出力した文書